

令和 7 年度嘉麻市障害者優先調達推進方針

1 趣旨

国等による障害者就労施設等からの物品等の調達の推進に関する法律(平成 24 年法律第 50 号。以下「障害者優先調達推進法」という。)第 9 条の規定に基づき、障がい者就労施設で就労する障がいのある人、在宅就労障がい者の自立の促進に資することを目的に、本市における障がい者就労施設等からの物品等の調達の推進を図るための方針を定める。

2 方針の適用範囲

市の全組織が発注する物品又は役務の調達とする。

3 調達物品等及び目標

市が障がい者就労施設等から調達する物品等は次のとおりとし、目標は前年度の数値を上回ることとする。

- (1) 物品 食品類(弁当・パン・菓子など)
- (2) 役務 サービス(除草作業・清掃など)

4 対象となる障がい者就労施設等

対象となる障がい者就労施設等は、次のとおりとする。

- (1) 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成 17 年法律第 123 号)に基づく施設等
 - ア 就労移行支援事業所
 - イ 就労継続支援事業所(A 型・B 型)
 - ウ 生活介護事業所
 - エ 障がい者支援施設(生活介護、就労移行支援、就労継続支援を行う入所施設)
 - オ 地域活動支援センター
- (2) 障害者基本法(昭和 45 年法律第 84 号)に基づく助成を受けている小規模作業所
- (3) 障害者優先調達推進法の政令に基づく事業所
 - ア 障害者の雇用の促進等に関する法律(昭和 35 年法律第 123 号。以下「障害者雇用促進法」という。)に基づく子会社の事業所(特例子会社)
 - イ 重度障がい者多数雇用事業所(①～③の全てを満たすもの)
 - ① 障がい者の雇用者数が 5 人以上
 - ② 障がい者の割合が従業員の 20% 以上
 - ③ 雇用障がい者のうち重度身体障がい者、知的障がい者及び精神障がい者の割合

が30%以上

(4) 障害者雇用促進法に基づく在宅就業障がい者及び在宅就業支援団体

5 調達実績の公表

この方針に基づき、本年度に調達する物品等の実績の概要は、令和7年5月中に取りまとめ、市広報紙及び市ホームページ等で公表する。

6 その他物品等の調達の推進に関する事項

(1) 障がい者就労施設等が供給できる物品等については、施設からの情報をもとに関係課等へ情報提供を行うものとする。

(2) 地方自治法施行令第167条の2第1項第3号の規定に基づく障がい者就労施設等との随意契約の積極的な活用を検討する。

7 当該調達方針に基づく担当窓口

この調達方針の担当窓口は、福祉事務所社会福祉課とする。